

ものづくり大学さくら奨学金規程

【平成15 年1 月29 日 国技規程第66 号】

【平成15 年7 月23 日 一部改正】

【平成16 年12 月22 日 一部改正】

【平成29 年1 月25 日 一部改正】

【令和4 年5 月19 日 一部改正】

（目的）

第1 条 この奨学金は、学業又はものづくりに秀で将来を嘱望され家計に窮している者に対して、授業料等の経済的軽減を図ることを目的とする。

（原資）

第2 条 この規程により給付する奨学金の原資は、行田さくらロータリクラブが主宰する行田市民等の篤志家の寄付金をもって充てる。

（奨学金の給付額及び給付期間等）

第3 条 奨学金の給付額は、年額120,000 円とする。

2 奨学金は年額を一括給付とする。

3 本奨学金には返還の義務はないものとする。ただし、虚偽の申請等不正な手段により奨学金を受給した者又は、受給該当年度において退学や懲戒処分等により受給資格を失った者については、給付した奨学金の全部又は、一部を返還させることができるものとする。

（奨学金の受給対象資格等）

第4 条 奨学金を受給できる学生は、原則としてもものづくり大学の第2 学年以上の学生で次の各号に該当する者とする。

（1）学業成績が優秀、又は、ものづくりに秀でる者で人物健康とも優れ将来が嘱望される者

（2）家計が経済的に窮している者

2 奨学生は、原則として毎年4 名とする。

（申請）

第5 条 奨学金を受けようとする者は、次の書類を学生課に提出する。

（1）ものづくり大学さくら奨学金申込書（別紙様式1 号）

（2）学資負担者の源泉徴収票（給与所得者）又は、確定申告書（給与所得者以外の者）
の写し

(選考)

第 6 条 選考は、前年度までの成績を基に、学生・留学生委員会にて協議し、学長が決定する。

(所管)

第 7 条 この奨学金の事務は、学生課で扱う。

(その他)

第 8 条 この規程の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成15 年4 月1 日から施行する。
- 2 平成15 年度の対象者の選考は、1 学年1 名、2 学年1 名、3 学年1 名計3 名とし、2 学年、3 学年は前年の成績により、1 学年は、第6 条の第3 項による。

附 則

この規程は、平成15 年8 月1 日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成16 年10 月1 日から施行する。
- 2 2003 年度および2004 年度に改正前の規程により本奨学金を貸与（月額20,000 円の2年間分で480,000 円）した学生については、改めて改正規程による奨学生として認定された場合、年額120,000 円を1 ヶ年分120,000 円給付したものとし、差額の360,000 円については改正前の規程に従い卒業半年後から3 年間で返済とする。

附 則

- 1 この規程は、平成29 年4 月1 日から施行する。
- 2 ものづくり大学さくら奨学金申込書（様式1）を変更する。

附 則

- 1 この規程は、令和4年4 月1 日から施行する。

●様式1 ものづくり大学さくら奨学金申込書 (<http://www2.iot.ac.jp/kiteisyu/wp-content/uploads/2020/12/（様式1）ものづくり大学さくら奨学金申込書.docx>) (Word)